

千葉県診療所承継支援事業 補助制度について

令和5年11月30日
医療整備課

診療所の承継地域の医療提供体制の維持・強化を図るため、地域医療を担う意欲のある医師に対して、診療所の承継に要する経費の一部を助成する制度です。

※補助要綱制定手続き中のため、補助の要件、申請手続き等について、今後、若干の変更がありえることをご了承願います。

「千葉県診療所承継支援事業補助制度」の事業概要

□ 予算額 5,000千円 (5件分を想定)

□ 補助対象者 診療所の承継を受ける方

※ 診療所の開設者は個人、法人を問いませんが、補助金の申請者は、承継に要する何らかの費用を負担した「個人」とします。

□ 補助率・補助額 10/10 承継1件あたり上限1,000千円

□ 対象経費 診療所(医科)の承継に要する経費

- ・ 需用費 (消耗品費、印刷製本費)
- ・ 役務費 (保険料、通信運搬費、広告料、手数料)
- ・ 委託料
- ・ 使用料及び賃借料
- ・ 権利購入費
- ・ 負担金

※ 医業経営アドバイザーによる相談支援を受けることもできます。

(県の実施している医療勤務環境改善支援センター事業において実施しますので、補助金を申請しない方も、相談は可能です。)

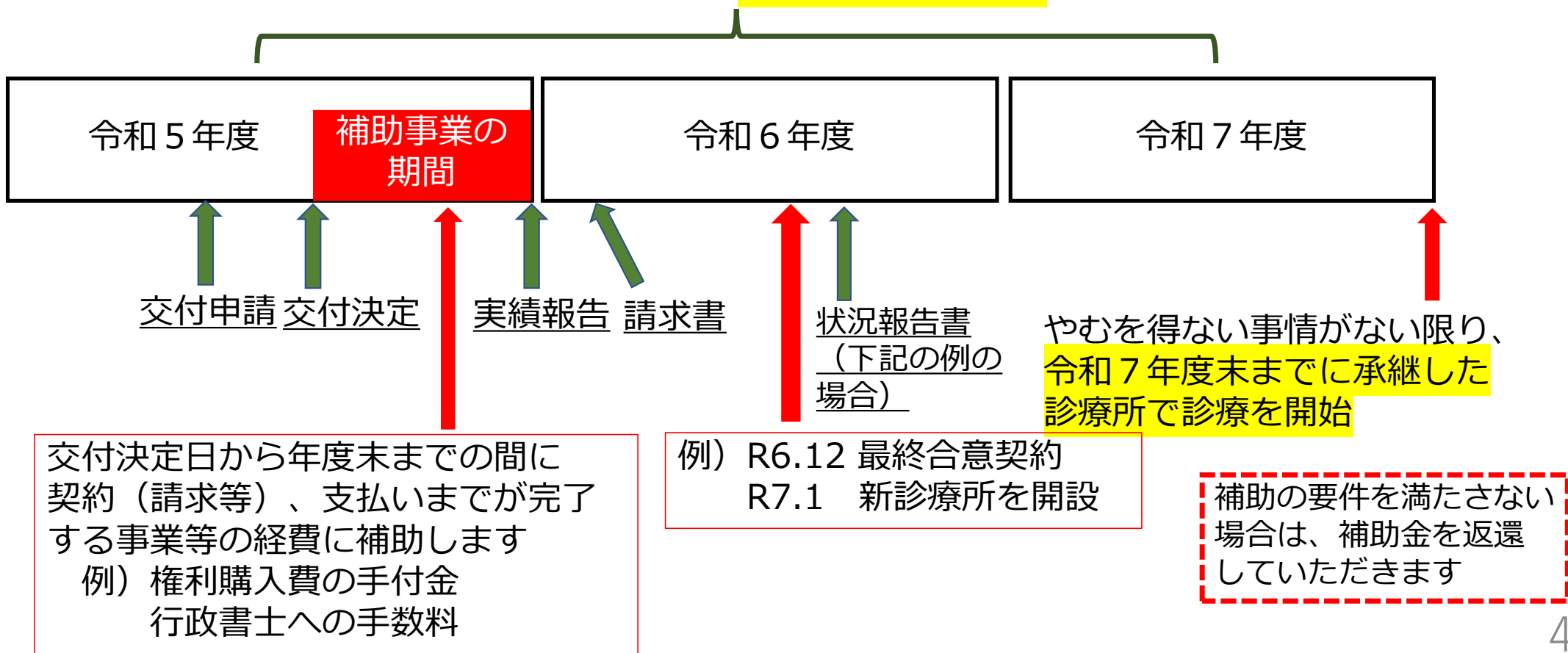
「千葉県診療所承継支援事業補助制度」の補助の要件（主なもの）

- 医科診療所であること（歯科のみの診療所でないこと）。
- 親族（六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族）間の承継でないこと。
- 自由診療のみの診療所でないこと。
- 交付申請日から2年以内に、承継する見込みであること。
- 交付申請の時点で最終的な契約が完了していないこと（基本合意契約は契約完了とは扱わない）。
- 補助申請対象経費は、既に契約済みの費用ではないこと。ただし、基本合意契約において、最終的な契約までの間に複数回に分割して支払うことが規定されている場合の権利購入費の支払については、「契約済み」と扱わず、補助対象とする。
- 災害などやむを得ない事情がない限り、交付申請の日の属する年度の翌々年度末までに承継しない場合は、交付決定を取り消す（補助金を返還）。

「千葉県診療所承継支援事業」の流れ（令和5年度に申請した場合）

（交付申請の時点で、「基本合意契約」等、承継の手続きが開始していてもかまいません。
「最終合意契約」等、最終的な契約が完了している場合は、申請することはできません。）

交付申請の日から2年以内に承継に係る最終的な契約見込みがあることが申請の条件です



応募要領

※補助要綱制定手続き中のため、補助の要件、申請手続き等について、今後、若干の変更がありえることをご了承願います。

➤ 応募方法

「千葉県診療所承継支援事業補助金交付要綱（案）」に記載されている補助対象事業の説明、本事業の「承継」の定義、交付の条件等を確認のうえ、要綱の「第1号様式別紙1，別紙2，別紙3」を電子メールで提出してください。

※セミナーに参加いただいた方には、登録されたメールアドレスに要綱（案）を送付します。

➤ 提出期限 令和5年12月8日（金）17時（必着）

※順次、メール、お電話等で、交付要件に該当するかなど、事業の詳細を確認させていただきます。

➤ 採択の優先順位

条件を満たす案件が5件を超えた場合は原則として以下の優先順位で採択します。

- ① 医師偏在指標が低い2次医療圏に所在する診療所を優先
- ② 開業予定日が早い方を優先

※採択数が5件に満たない場合は、追加募集を実施する予定です。

今後のスケジュール

時期	内容
R5.12.8 17時まで	事業実施応募受付 ※順次、メール、お電話等で、交付要件に該当するかなど、事業の詳細を確認させていただきます。
R5.12月中旬	採択結果の連絡 ⇒ 速やかに交付申請書を提出してください
R6.1月中を想定	交付決定の通知
R6.3末	実績報告書を提出